

鳥栖市監査告示第6号

令和5年2月13日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

小石 弘和

地方自治法第199条第14項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 総務部 総務課
2. 改善措置内容 別添のとおり

## 令和4年度定期監査結果に係る措置について

監査対象課	総務部 総務課
-------	---------

### 【検討を求める事項】

#### ◆収入事務

#### ○コピー機使用料について

コピー機使用料収入について、会計年度及びその独立の原則（地方自治法第 208 条）に則らず、年度をまたいで収納している。

### 【措置内容】

市民課横に設置しているコイン式コピー機につきましては、現在、年に1回硬貨を取り出し、使用料に係る調定を行っておりますが、御指摘のとおり、年度末を含め、月締めで調定を行うこととし、適正な管理に努めたいと考えております。